

再審法改正を求める意見書

冤罪は無実にもかかわらず罪をきせられることで、法治国家においては決して許されることではありません。日本弁護士連合会は「冤罪は国家による最大の人権侵害のひとつである」とも断じており、万一、冤罪にあった被害者に対しては速やかに救済しなければなりません。

再審は、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済する制度です。しかし、再審請求手続きにおける検察の証拠の不十分な開示、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てなど制度的な問題が存在し、冤罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。再審法の改正は喫緊の課題です。

よって、国及び関係機関におかれましては、再審手続きが速やかに進むよう再審法の改正を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月28日

島根県雲南市議会